

改正建設業法等の施行に伴う関係規定の改正（追加）について【詳細版】

改正建設業法等の施行に伴い、関係規程等を改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用しますので、適切な事務処理をお願いします。

【改正概要】

(1) 金額要件の見直し

近年の工事費の上昇を踏まえ、金額要件の見直しが令和 7 年 2 月 1 日付で行われました。

※()内は建築一式工事の場合

	改正前	改正後
特定建設業許可を要する下請代金額の下限	4,500 万円 (7,000 万円)	5,000 万円 (8,000 万円)
施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限	4,500 万円 (7,000 万円)	5,000 万円 (8,000 万円)
専任の主任（監理）技術者を要する請負代金額の下限	4,000 万円 (8,000 万円)	4,500 万円 (9,000 万円)
特定専門工事の対象となる下請代金額の上限	4,000 万円	4,500 万円

※公共工事については、下請契約の金額の如何に関わらず、施工体制台帳等の作成等が義務付けられています。

(2) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

建設業法等の一部改正に伴い、令和 6 年 12 月 13 日以降、建設工事の落札者は、「工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報」があると認められる場合には、落札決定日から契約締結までの間に発注者に対して、当該情報がある旨を通知することが義務付けられました。

これにより、落札決定後から契約締結までの間に上記の事象に該当する場合は、「建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づく通知書」を発注者（監督員）へ提出してください。

(3) 監理技術者等の兼務に係る手続き（専任特例 1 号）

建設業法等の一部改正に伴い、令和 6 年 12 月 13 日以降、工事現場ごとに監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で置くべき建設工事について、監理技術者等が当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の要件に該当する場合には、専任を要しないこととされ、2 現場まで兼務が可能となりました。

これにより、監理技術者等を他の工事現場と兼務させる場合は、「省令 17 条の 2 又は 17 条の 5 に基づく人員の配置を示す計画書」を、入札参加資格確認申請書等の提出時及び現場代理人・主任技術者届出書の提出時に添付のうえ、発注者（契約検査室）へ提出してください。

（４）監理技術者の兼務に係る手続き（専任特例２号）

工事現場に専任で置くべき監理技術者について、当該監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で工事現場に置く場合には、専任を要しないこととされ、２現場まで兼務をすることができることとしていますが、建設業法等の一部改正に伴い、「監理技術者補佐」の根拠法令を法第 26 条第 3 項ただし書から、法第 26 条第 3 項第 2 号に改正し、技術者の名称（旧：特例監理技術者）等を改正しました。

これにより、監理技術者を他の工事現場と兼務させる場合は、「法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者及び監理技術者補佐の状況について」を、入札参加資格確認申請書等の提出時及び現場代理人・主任技術者届出書の提出時に添付のうえ、発注者（契約検査室）へ提出してください。

（５）営業所技術者等の兼務に係る手続き

建設業法等の一部改正に伴い、令和 6 年 12 月 13 日以降、建設業者は、工事現場ごとに監理技術者等を専任で置くべき建設工事について、その営業所の営業所技術者等（旧：営業所の専任技術者）が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の要件に該当する場合には、当該営業所技術者等が 1 現場の監理技術者等を兼務することが可能となりました。

これにより、営業所技術者等を工事現場に専任で置くべき監理技術者等と兼務させる場合は、「省令 17 条の 2 又は 17 条の 5 に基づく人員の配置を示す計画書」を、入札参加資格確認申請書等の提出時及び現場代理人・主任技術者届出書の提出時に添付のうえ、発注者（契約検査室）へ提出してください。

※（３）（４）（５）に係る詳細については国土交通省ホームページ「監理技術者制度運用マニュアル」をご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

※関係規程の改正（追加）要領等（令和 7 年 4 月 1 日）

- ・令和 7 年度現場代理人の常駐緩和措置及び主任技術者の専任に係る取扱いについて
- ・平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事等における現場代理人の常駐緩和及び主任技術者の専任に係る取扱いについて
- ・工事請負契約約款
- ・一般競争入札参加確認申請書（様式第 5 号）
- ・現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）
- ・建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づく通知書
- ・省令 17 条の 2 又は 17 条の 5 に基づく人員の配置を示す計画書
- ・法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者及び監理技術者補佐の状況について
- ・事後審査型一般競争入札公告共通事項（建設工事）
- ・事後審査型一般競争入札公告共通事項（建設工事）【簡易型総合評価落札方式用】
- ・宇和島市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領（様式 5・様式 6）